

私立高校の

令和2年4月
実施予定

授業料が無償化されます！

入学金も県立高校並みに引き下げます。

私立高校の授業料については、国の高等学校等就学支援金の拡充に加え、福井県独自の補助金の新設により、令和2年4月から、**年収910万円未満**（在校生は590万円未満）の世帯で**無償化**される予定です。

また、入学時の負担を軽減するため、入学金についても**すべての世帯で県立高校並みに引下げ**を行います。

世帯年収のめやす	590万円	910万円
具体的な判定基準 (下記参照)	257,500円	507,000円
	154,500円	304,200円

授業料	令和2年度新入生	授業料無償化 年収910万円未満の世帯で無償化されます。		無償化対象外
	在校生	授業料無償化 年収590万円未満の世帯で無償化されます。	一部無償 従来どおり就学支援金118,800円が支給されます。	

入学金	令和2年度新入生	入学金引下げ すべての世帯において5,000～5,650円に引き下げます。
-----	----------	---

これらの制度は、国・県予算の成立が条件になります。
私立高校の授業料は学校や学科によって、入学金は学校によって異なります。
また、このほかに、施設設備費、進学指導費などが必要となります。(県の減免制度があります。)

●無償化に係る判定基準について

世帯年収は、両親・高校生・中学生の4人家族で**両親の一方が働いている場合のモデル**です。両親が共働きの場合などは、世帯年収が1000万円を超えていても無償化の対象になる場合があります。

具体的には、上記のとおり令和2年6月分までは「**住民税所得割額**」を基準として、7月分以降は「**住民税課税所得 × 6% - 調整控除の額**」を基準として判定されます。この結果、課税所得が同じでも、特に調整控除以外の税額控除（ふるさと納税など）がある場合には、令和2年6月分までと7月分以降で**無償化の可否が異なる**ことがあります。

福井県私立中学高等学校協会

福井市松本3丁目16-10 福井合同庁舎内 電話 0776-27-3080

